

1 公安委員会事務専決件数

(件数)

	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
本部長専決	276	7	264	+257
部長専決	2,116	1,691	3,579	+1,888
課長等専決	487,321	499,840	522,840	+23,000
署長専決	279,646	291,176	304,602	+13,426
総数	769,359	792,714	831,285	+38,571

2 根拠

鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程1）第5条により、公安委員会の権限に属する事務について、本部長等が行った専決事務の処理結果について、定期的に公安委員会に報告しなければならない旨規定されている。

3 専決件数の推移

(1) 本部長専決

(増加事務)：「地域交通安全活動推進委員」の委嘱（交通企画課）

(2) 部長専決

(増加事務)：交通規制の整合性調査の結果を踏まえた交通規制の実施（交通規制課）

(3) 課長専決

(増加事務)：令和7年3月に運用を開始したマイナ免許証に係る事務の追加（免許管理課）

(減少事務)：自動車教習所における認定教育の増加に伴う警察による高齢者講習等の減少（免許管理課）

(4) 署長専決

(増加事務)：令和7年3月に運用を開始したマイナ免許証に係る事務の追加（免許管理課）

(減少事務)：パチンコ店の減少に伴う届出等の減少（生活安全企画課）

4 参考

事務決裁規程に基づいた本部長等による専決事務が適正に行われている。